

# 大月税務署からのお知らせ

## ～確定申告のお知らせ～

○税務署では、所得税の確定申告の相談や申告書の書き方などのアドバイスを行っています。提出期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、申告書の提出はお早めをお願いします。

**所得税の申告と納税**は、2月16日(火)～3月15日(月) (**還付申告**は、1月4日(月)から提出することができます)

**贈与税の申告と納税**は、2月 1日(月)～3月15日(月)

**個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税**は、1月4日(月)～3月31日(水)

※口座振替をご利用の場合の振替日は、所得税が4月22日(木)、消費税及び地方消費税が4月27日(火)です。

○国税庁ホームページでは、確定申告に必要な各種情報などを提供しています。

### 確定申告書等作成コーナー

画面の案内にしたがって金額などを入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。また、作成したデータは、e-Tax 送信用データとして利用することができます(贈与税を除きます)。

### 各様式ダウンロード

申告書、各種計算書、明細書及び説明書などがダウンロードできます。

○申告書の提出は、郵便または信書便による送付をお願いします。なお、申告書の「控」に税務署受付印の押印を希望する方は、ボールペンまたは万年筆で記載した「控」と宛先を記入した返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。

○税務署からは、申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付されませんので、申告により納付すべき税金は、納付書により税務署窓口もしくは最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします(口座振替を除きます)。

※納付書は、税務署及び金融機関に用意しています。

## ～確定申告書作成相談会、税理士会が行う無料申告相談のお知らせ～

確定申告書の書き方などについて、次のとおり相談会、無料申告相談を開催しますので、ご利用ください。また、お越しの際には、次のものをご持参ください。

### 持ち物

○平成21年分の収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民健康保険の領収書、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類、生命保険料・地震保険料などの各種控除の支払いをした旨などを証する書類、申告書が税務署から送付された方はその申告書

○平成20年分の申告書・収支内訳書等の「控」

○「印鑑(認印)」、「計算器具」、「筆記用具」

○還付申告の方は還付金の振込先金融機関名・預貯金種別・ご本人の口座番号がわかるもの

### 確定申告書作成相談会

**日 時** 2月3日(水)午前10時～正午、午後1時～4時  
**場 所** 都留市役所  
**内 容** 申告書作成のためのアドバイスと申告書の受け付けを行います。

### 税理士会が行う無料申告相談

**日 時** 2月16日(火)午前10時～正午、午後1時～3時  
**場 所** 都留市役所  
**内 容** 小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告相談を行います。土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方や相談内容が複雑な方は、ご遠慮ください。

お分かりにならない点や詳細については、お気軽にお問い合わせください。 問合先 大月税務署 ☎(22)3151  
※電話していただく「電話センター」につながります。その後は自動音声に従ってください。

## 「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax へ簡単申告 !!



① 国税庁HPから電子申告

③ 添付書類が提出不要

② 最高5,000円の税額控除  
※平成19年分または20年分の確定申告で本控除を受けた方は受けられません

④ 還付金がスピーディー

⑤ 24時間いつでも利用可能

「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から